

日本の息吹

月刊
平成20年
NIPPON
NO
IBUKI

4

誇りある国づくりをめざすオピニオン誌

245

日本会議

- イージス艦事故のもつ国防的問題点／北村淳
- 国家意識なき日本人へ／石平
- 映画「南京の真実」の使命／水島総
- 人権擁護法案に断乎反対する！
／平沼赳夫、島村宜伸、中川昭一、戸井田徹、古屋圭司ほか



人権擁護法案に断乎 反対する!

〔所謂「人権擁護法案」再提出に対する要請受付国民集会〕より

かつて廃案となったり、議論百出で国会提出が見送られてきた稀代の悪法「人権擁護法案」が、福田政権となつて、復活の動きを見せてきている。自民党は、昨年末、党の人権問題調査会会長に太田誠一衆議院議員が就任、古賀誠選対委員長から党の執行部の多くを推進派が占め、今国会での法案再提出に向け意欲的に活動を展開している。これに危機感を募らせる反対派の動きも活発だ。日本会議国会議員懇談会(平沼赳夫会長)は勉強会を開催し法案成立絶対阻止の意思を再確認した。また、戸井田徹衆議院議員のネット上での呼

びかけに、世代を超えて七千名の国民から反対の意思表明がなされた。本誌では、「真・保守政策研究会」(平沼赳夫最高顧問、島村宜伸議長、中川昭一会長、古屋圭司副会長)の国会議員にその声を届けた(所謂「人権擁護法案」再提出に対する要請受付国民集会)〔三月十日、東京・憲政記念館〕の模様の一部をお伝えする。(集会では掲載の国会議員等のほか、メディアア界より水島総日本文化チャンネル社長、地方議員から松浦芳子杉並区議会議員、渡辺眞日野市議会議員が登壇した) 〓文責・編集部

国民の意思を体で感じて

戸井田徹
(衆議院議員)



人権擁護法案に関連した文章を私のブログに書いたところ、今までにない反応があり、国民の熱意、民衆の風を自分の体で感じ取りたいと思い、この集会を企画しました。私の呼びかけ文

には法案への賛成も反対もどちらの文字も書いてありません。しかし、寄せられた要請文のほとんど全てが法案反対でした。本日は月曜日の午後五時という時間帯にもかかわらずこうしてお集まりいただき、感謝いたします。最初に見た要請文は十五歳の中学生の文章で、内容もしっかりしたものでした。自らが動くということが大切で、力を合わせていくことこそがこの問題を解決していく道だと思えます。

日本人を不安にさせるな

平沼赳夫
(衆議院議員)



人権擁護法案の内容に真っ先に反対したのは城内前衆議院議員、そして古屋衆議院議員たちでした。まず定義が曖昧で、「人権侵害」の名の下に何でも問題にし訴えることができる。現在

どろ。そんないい加減な法案を通すわけにはいかない。本来、我が国の歴史伝統文化を大切にすることが自由民主党であり、千載に悔いを残すことは許されません。

平成の治安維持法

中川昭一
(衆議院議員)



真の人権はきちんと守らなければなりませんし、そのためには処罰も必要です。処罰に関して日本の法体系には、刑事罰、民事上の損害賠償、行政罰の三つがあります。人権侵害という重大

な犯罪であるにもかかわらず、なぜか刑事というものをすり抜けて作っていることに胡散臭さを感じざるをえません。法務省の人権擁護局にその点を聞いてみましたが、答えはしどろもどろで、あえて刑事局や警察を入れたくないという何かの思いがあるに違いないと確信しました。この法律が出来る時、多くの国会議員の政治生命を一週間かそこらで終わらせてやると豪語している人がいる。うでして、この法案の審議手続きが、私たちの見えないところで、今もなお進められている可能性があることに注意しなければなりません。平成の治安維持法を断乎阻止することをお誓いいたします。

答申を逸脱した法案

古屋圭司
(衆議院議員)



三年前、この法案は逆に人権侵害を生むと徹底的に反対いたしました。城内実さんが火付け役で、平沼先生や安倍前総理にも相談し、「真の人権擁護を考える懇談会」を三十数名で作りました。このたび、同懇談会を島村会長を新たに戴いて再立ち上げすることになりました。この法案の問題点は四つ。一つは人

権侵害の定義が曖昧なこと。二つには人権委員会があまりにも強大な権限をもつこと。三つめは、人権侵害をしたと訴えられた人々の名誉回復手段がないこと。四つめは、国籍条項の問題も含め人権委員の選定基準が極めて不明確であること、です。実は、この四つに加えてもうひとつ大きな問題点があることが浮上してきました。この法案の根柢となっているのは、平成十三年五月、人権擁護推進審議会が出した「人権救済制度の在り方について」という答申です。この答申を読んでもみると、積極的な救済方法を取る際は、市民生活への無用な介入の制限とか、対象となる差別や虐待の範囲をできるだけ明確にしなさいと書いてあります。また、「裁判所の令状を必要とするような直接的強制を含む強い調査権限まで認めるべきではない」とはつきりと書いています。にもかかわらず、法案は人権侵害の「おそれがある」「あるいは、その他差別的言動」「相手を著しく不快にさせるもの」という極めて不明確な基準に対して、立ち入り調査権とか出頭命令権まで与えている。これらは明らかに答申を逸脱しています。つまり答申のうち「独立した機関を作れ」というところにだけ着目して、恣意的な内容の法案を作っているのです。法務省人権擁護局の権益擁護かと勘ぐりたくもなりません。

一万四千人の人権擁護員を六千人増やして二万人にするというが、その人選は弁護士に相談したりして決めるという。あるいは、国籍条項が曖昧で、当然日本人としては不安になります。また、人権擁護委員会は、「三条委員会」で、公安委員会など同等の強大な権限を持ち、捜査権があり罰則を科すこともできる。こんなことが許されているのか。前回は廃案に追い込んだが、マスコミでは読売と産経が社説でこの法案は間違っていると書いたのみだ。憲法二十一条には国民の固有の権利として「表現の自由」を定めている。断じて成立させるわけにはいきません。

人間の権力欲は際限なし

島村宜伸
(衆議院議員)



今日の日本ほど自由な国はないのに、そこへ時流に反するおかしな法案がまたぞろ出てきました。冤罪に問われた人は普通の裁判所に訴えるしかないという人権に名を借りて人権を侵す法案です。人間の権力欲は際限がないもので、強大な権限をもつ人権委員会が生れれば、戦時中の憲兵、あるいは特高などのような行き過ぎが生じるのは必定です。普通は役人はそつがない答弁をするのに、法務省の説明はしどろも

人権侵害の案件約二万二千件のうち、二万件は援助、簡易な手段で解決でき、残りの二千件は公務員、つまり公権力による人権侵害でした。答申でも、「とくに私人間の人権侵害よりもむしろ公務員による人権侵害は極めて重大である。したがってこれについては積極的な救済措置をすべきである」とされています。つまり、むしろ公務員の人権侵害に対して厳しく律する法律こそ必要だということです。

日本人の誇りやモラルが肝要

西田昌司
(参議院議員)



京都府議会議員時代、同団体の人たちからこの法案を通す意見書を出してくれと要請を受けたとき、私はこう言いました。

私は「人権」というものに懐疑的です。今こうしている間にも、北朝鮮、イラン、イラクなどでは人権侵害が行われている。もしも人権というものが人類普遍のものであるならば、その人権を盾に取ってそれらの国の人達が「私達は人権侵害を受けている。あなた方が何万年も住んできた日本はすばらしい国だから我々を住まわせてくれ」と言ってきたとき、断ることができなくなる。我々が他の民族に優先し



ネット世代の若者も大勢集った

